

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第3回伊佐湧水警察署協議会
会 議 日 時	令和7年2月27日（木） 午後2時～午後4時
会 議 場 所	伊佐湧水警察署訓授室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下7人 2 警察署 署長以下8人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 公安委員長挨拶</p> <p>4 署長挨拶</p> <p>5 協議</p> <p>(1) 管内治安情勢及び業務推進状況 （署長により、パワーポイントを用いて説明）</p> <p>(2) 警察行政に対する意見・要望・提言等 <u>ア 金属盗難や農機具盗難の発生状況について</u></p> <p>【委員】</p> <p>北関東から東北にかけて太陽光発電所の銅線ケーブル盗難が多発していましたが、昨年あたりから大隅半島でも急増しています。 当地区は、これまで署長の治安状況報告で話がなかったので発生はないと認識していますが、未遂等も含めて被害件数はなしですか。 また、トラクターなど農機具等の盗難件数はいかがですか。</p> <p>【生刑課長】</p> <p>太陽光発電所の送電用ケーブル盗難については、銅の価格高騰に伴って急増し、鹿児島県内では大隅半島で被害が多発しているなどと新聞等で報道されたのは記憶に新しいと思います。</p> <p>当署では、昨年の9月、業者（リサイクル業者）の敷地内に置かれた銅線ケーブルが被害に遭った窃盗事件を1件認知しており、県外の被疑者を検挙（他県警が余罪事件として検挙）しています。 そのほか、銅線ケーブル盗難とは異なりますが、屋外に設置された水源用の電線が被害に遭った窃盗事件を1件認知している現状です。 これらの窃盗事犯は、署長に説明していただく刑法犯の認知・検挙状況に含まれているものになります。</p> <p>また、昨年1月からこれまでの間、トラクター等の農機具が被害に遭った窃盗事件は認知しておりませんが、屋外から室外機が盗難に遭うもの、車の荷台からチェーンソーや電動丸鋸が盗難に遭うもの、イノシシ対策用の柵のバッテリーが盗難に遭うものなど、合計11件の電気製品に関する窃盗事件を認知しております。</p> <p>このような被害を防止するための対策として、防犯カメラやセンサーライトの設置及び防犯ブザー等が効果的であるため、市民の皆様には、様々な機会を通じて広く防犯対策を呼びかけています。</p>	

イ 各施設や農家等への注意喚起はどのようにしているか。

【委員】

管内には、大規模太陽光発電所や大規模農家があります。
太陽光発電所にはケーブル等がありますし、大規模農家には、大型の農機具や機械、中には高価な機械が田んぼに置いたままだったりする農家もあります。
そのような中、その大規模発電所や農家に対する注意喚起はどのようにしていますか。

【生刑課長】

各種取扱いや巡回連絡を通じてなど、情報提供も含め、あらゆる機会をとらえ、注意喚起、防犯活動を実施しております。

ウ 令和6年中の粗暴犯件数等について

【会長】

署長の説明であった、令和6年中の粗暴犯の恐喝、脅迫事件について、認知件数が5件に対して、検挙件数が0件とありますが、何か理由があれば教えてください。

【生刑課長】

昨年認知した粗暴犯の恐喝、脅迫等については、
○ ある方に脅迫めいた文言が記載された文書やわいせつな文書が郵送されるといった脅迫事件、強要未遂事件を2件
○ 従業員同士の恐喝事件
○ 知人同士の電話口での脅迫事件
等を合計5件認知している現状です。
検挙に至っていない理由としては、空き家対象の侵入窃盗の事件処理やその他の事件処理に時間を要しているのが理由になります。
検挙に至っていない事件については、不特定多数の住民に被害が及ぶような事件ではないと考えており、今後も伊佐市・湧水町の安心安全のために頑張っております。

エ 逮捕種別について

【会長】

説明の中で、現行犯逮捕、通常逮捕、緊急逮捕などが出てきたが、それらはどのようなものか教えてもらいたい。

【署長】

私から、簡単ではございますが御説明いたします。
現行犯逮捕は、まさに今、犯行を行っているとか、行い終わったばかりの犯人を逮捕するものであり、警察官でなくても一般人でも逮捕ができます。
また、犯行を行い終わったばかりというのは、判例では、犯行後30～40分くらいまでが基準となっております。
そのほか、現行犯逮捕と同じ意味で、準現行犯逮捕というものがあります。
これは、現行犯逮捕よりも時間的な幅はありますが、要件として
○ 犯人として、追呼（ついこ）されている、つまり追いかけている。
○ 盗んだものや犯行に使用された凶器を持っている。
○ 返り血を浴びているなど、犯罪の顕著な証跡がある。
○ 一般人、警察官問わず、誰何（すいか）されて、逃走しようとしている。
といった、4つの要件があり、このような犯人準現行犯として逮捕できます。
このような逮捕が、現行犯逮捕というものになります。

次に、通常逮捕について御説明いたします。
通常逮捕とは、裁判官の発する逮捕状があって、犯人を逮捕するものです。
例えば、犯罪が発生し、それを我々警察が捜査をします。
その結果、この人物が犯罪を犯した犯人だという相当な理由がある場合に、裁判官に逮捕状を請求して、それが裁判官から認められたら逮捕状が発布されますので、その逮捕状をもって逮捕するものになります。

最後に、緊急逮捕について御説明いたします。
緊急逮捕とは、先ほど御説明した「通常逮捕」よりも、高い嫌疑性がある場合に認められるもので、逮捕時点で逮捕状がなくても逮捕できるものです。
そして、その緊急逮捕の場合は

- 犯人に対し、「逮捕する理由。」と「裁判官の逮捕状を求めることができないこと。」を告知すること。
- 逮捕後、直ちに裁判官の逮捕状を求めなければならないこと。が必要になります。
- また、緊急逮捕できる犯罪は、長期3年以上の懲役等にあたる罪などという要件もあります。
- つまり、逮捕時点で逮捕状がない場合でも、長期3年以上の懲役等にあたる罪で、通常逮捕よりも犯人として高い嫌疑性があり、さらに、「逮捕する理由」と「逮捕状がないこと。」を告げた上で、逮捕後、直ちに逮捕状を請求すること。を要件として逮捕するというものが緊急逮捕になります。

6 任期满期委員挨拶

任期满期となる4人の委員からの挨拶。

7 今後の協議会の流れの説明及び次回開催日程等

- (1) 新規協議会員の推薦や任命時期等の説明。
- (2) 次回開催日程についての説明。

8 伊佐湧水署員による特殊詐欺防止寸劇

訓受室において、伊佐湧水署員6人による「特殊詐欺防止」の寸劇を実施。

9 講評（鹿児島県公安委員会委員）

非常にいい協議会であったと感じました。

そして、改めて委員の皆様からの御意見や情報提供が非常に大切であることを感じた次第であります。

不審者であったり、大型の農機具がポツンと置いてあるだとか、発電所に銅線があるだとか、交通の危険な場所がある、時間帯によってはこういった危険な状況になるなど、このような情報は、地元の皆様だからこそ知っている情報であり、まさにその情報こそが地域を守る、真の防犯活動であったり、交通事故防止活動につながり、効果が発揮されるものだと思います。

今後も、貴重な声を多く寄せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、特殊詐欺についてであります。実際に被害に遭われた方に対するアンケートを実施した結果があります。

その中で、被害者の方たちが申し上げているのは
まさか自分がだまされると思っていなかった。

ということです。

被害者の皆様は、詐欺の手口について、ニュースや警察の広報媒体などを通じて、知っている方もたくさんおられましたし、身近なところに相談できる家族や友人などもいたんです。

でも、実際、そのような場になってしまうと気が動転してしまい、先ほどの寸劇にもありましたように、犯人から「絶対に言わないでくださいよ。」などと言われて、結局相談できずに被害に遭ってしまいます。

身に覚えがないものはもちろんですが、ちょっと身に覚えがあるかもしれないと思ったとしても、おかしいなと感じたら、絶対にお金を振り込むことはせず、警察に通報や相談をしてください。

今後も、引き続き、伊佐湧水地区の安全・安心と伊佐湧水警察署協議会が活発で良いものになることを願っております。

備 考